

(仮)日本医療福祉大学を誘致します

(平成21年4月開学予定)

市では、教育・文化都市の実現および地域の活性化のため、第4次幸手市総合振興計画に基づき、大学の誘致を進めてきましたが、昨年12月、(仮)日本医療福祉大学の設置について、合意しましたのでお知らせします。

会とで合意に達したものです。

▼設置計画

名称 (仮)日本医療福祉大学
場所 旧幸手東小学校跡地
開設予定年度 平成21年度
当初の学科 保健医療学部看護学科
定員 400名(1学年100名)

▼誘致の経緯

市は、国土交通省の「地域・大学の交流・連携支援ライブラリー」に登録し、大学・立地希望者に情報提供を行ってきましたが、平成18年11月、医療福祉系大学の設置準備会(医療法人「静和会」理事長の作田勉氏が会長を務める)から、市内に大学を設置したいという意向がありました。

その後、市と同準備会で協議を重ね、平成19年12月の市議会定例会において、設置場所として予定する旧幸手東小学校跡地の貸し付け、校舎など建物の譲渡および補助金の交付について議決され、平成19年12月27日、大学設置に係る基本的な事項について、市と準備

▼大学設置に伴うメリット

大学設置に伴ない、教育・文化都市の実現および地域の活性化など、経済的、社会的、文化的にさまざまなメリットがあります。

経済的には、施設整備などにかかる投資が市内経済におよぼす効果や学生・教職員の消費効果などが期待できます。社会的には、地域外に流出していた進学希望者に、就学の機会が与えられ、進学率や教育水準の向上を見込むことができるほか、若年層の市内への流入、地域医療福祉の人材の輩出や就業機会の拡大などが期待できます。また、文化的に

は、大学と地域との交流などによる文化水準の向上や各種公開イベント・市民公開講座などの開催による生涯学習の振興が期待できます。

▼市からの援助

大学の設置によって、誘致した地域は大きなメリットを享受できるため、地方都市が誘致を行う場合、一般的に援助を行っています。

当市においても、市議会の議決に基づき、つぎのとおり、援助を行う予定です。

土地の無償貸与 設置場所となる旧幸手東小学校の跡地を、30年間無償で貸し付けます。

建物の無償譲渡 旧幸手東小学校の校舎などを改修して大学に活用するため、無償で譲渡します。

補助金の交付 準備会が設立する学校法人に対し、大学設置に対する補助金として、開学後の平成21年度から平成25年度まで各年度1億円、合計5億円を交付します。

問合せ 政策調整課 ☎(43)

1111 内線 4401・
FAX(43) 3783

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)

▼所得税で控除しきれなかった額を市・県民税から控除できます

税源移譲の実施により、住宅ローン控除可能額が所得税から控除しきれない場合、税源移譲前の所得税で控除できた額と同等の控除となるよう、平成20年度分から28年度分の市・県民税で控除する措置があります。

対象 平成11年1月1日～平成18年12月31日に入居し、既に住宅ローン控除の適用を受け、右の①または②のどちらかの条件を満たす人
申告書の発送 平成19年1月1日現在の住所が幸手市で、対象となる人には、1月上旬に郵送済み

※平成19年1月2日以降に他市町村から幸手市に住所を移した人、また、該当する人で書類が届かない場合は税務課までご連絡ください。

申告方法 住宅ローン控除の申告は、控除期間中毎年必要です。毎年3月15日(今年は3月17日)までに、市役所に申告してください。なお、確定申告をする人については、税務署を経由して確定申告書とともに申告できます。

問合せ 税務課 ☎(43) 1111 内線 133、134・FAX(43) 1125

A 住宅ローン控除可能額	C 税源移譲後の税率で計算した19年分(各年分)所得税額	市・県民税所得割額から控除される金額
B 税源移譲前の税率で計算した19年分(各年分)所得税額		
※AとBのいずれか少ない額。		

税源移譲前	B 所得税額	A 住宅ローン控除可能額	所得税から控除	
①	税源移譲後	C 所得税額	A 住宅ローン控除可能額	税源移譲で減少 所得税から控除 住民税から控除
税源移譲前	B 所得税額	A 住宅ローン控除可能額	所得税から控除	控除不可
②	税源移譲後	C 所得税額	A 住宅ローン控除可能額	税源移譲で減少 所得税から控除 住民税から控除 控除不可